



2017年5月16日

各 位

本店所在地 東京都千代田区麹町二丁目4番地  
会社名 そーせいグループ株式会社  
(コード番号 4565 東証マザーズ)  
代表者 代表執行役社長CEO ピーター・ベインズ  
問い合わせ先 コーポレートコミュニケーション部 伴瀬晴美  
電話番号 03-5210-3290 (代表)

### 株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、2017年5月15日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役、執行役及びそれに準じる一部の当社及び子会社の従業員に対して、株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）として下記の内容の新株予約権の募集を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### I. 新株予約権の募集の目的及び理由

本新株予約権は、当社グループの中長期的な企業価値向上に対する貢献意欲や士気をより一層高めることを目的として、当社の取締役、執行役及びそれに準じる一部の当社及び子会社の従業員に対して株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）として発行するものです。

#### II. 新株予約権の発行要項

##### 1. 新株予約権の名称

そーせいグループ株式会社第31回新株予約権

##### 2. 新株予約権の総数

1,200個

なお、上記の数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、その申込みの総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

また、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 120,000株とし、下記4.(1)により本新株予約権に係る付与株式数が調整され

た場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

### 3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのストック・オプションの公正な評価単価に、付与株式数を乗じた金額とする。これは新株予約権の公正価格であり、有利発行には該当しない。

なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

### 4. 新株予約権の内容

#### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）又は株式併合を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数を適切に調整するものとする。

#### (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

#### (3) 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2020年7月1日から2027年4月30日（但し、2027年4月30日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。但し、行使期間の初日までに当社の総株主の議決権の過半数を保有する株主の異動が生じた場合（下記7.の組織再編行為による場合を除く。）は、当該異動が生じた日から本新株予約権を行使することができるものとする。

#### (4) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、2020年7月1日の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値が基準株価の115%以上である場合に、本新株予約権を行使することができる。基準株価とは、本新株予約権の

割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値とする。

- ② 上記①記載の条件が満たされない場合であっても、割当日から1年後、2年後及び3年後の各応答日（当該応答日が東京証券取引所における取引日でない場合又は取引日であっても当社普通株式の普通取引の終値がない場合には、それに先立つ直前取引日）（以下、「関連応当日」という。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、直前年の割当日又は関連応当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値と比較して基準株価の5%以上上昇した場合には、その回数が1回のときは新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の3分の1（1個未満の端数は切り捨て）、2回のときは新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の3分の2（1個未満の端数は切り捨て）を、それぞれ行使することができるものとする。
  - ③ 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社子会社の役員又は使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他取締役会がこれに準じる正当な理由があると認める場合は、この限りでない。
  - ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
  - ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - ⑥ 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。
- (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
  - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

## 5. 新株予約権の割当日

2017年6月30日

## 6. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記4.(4)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

## 7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割（当社が分割会社となる場合に限る。）若しくは新設分割、株式交換又は株式移転（それぞれ、当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存する本新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、上記 4. (1) に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記 (3) に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記 4. (3) に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記 4. (3) に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記 4. (5) に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記 4. (4) に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記 6. に準じて決定する。

8. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

9. 申込期日

2017 年 6 月 23 日

9. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2017年6月30日

10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

国内の当社役員及びそれに準じる一部の従業員 2名 350個

海外の当社役員及びそれに準じる一部の子会社の従業員 12名 850個

以上